

令和4年第8回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年8月26日（金）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第 8 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 8 月 26 日、第 8 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
4	鈴木	寛幸	11	草薙	初夫
6	飯島	英勝	12	大矢	義孝
7	大木	秀春			

会議を欠席した委員

1	加藤	博之	5	小林	多賀雄
10	小泉	聡			

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事 | 増島 | 亨 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第14号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第15号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第37号 農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について
- 6 議案第38号 農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について
- 7 議案第39号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は 9 人で、定足数に達しております。

これより令和 4 年第 8 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1 番加藤博之委員、5 番小林多賀雄委員、10 小泉聡委員から欠席の届出が出ていますので、ご報告いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2 番吉川充委員、8 番小野たづ子委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1 の会務報告ですが今回は、令和 4 年 7 月 27 日（水）から令和 4 年 8 月 25 日（木）までの概要でございます。

先月、7 月 27 日（水）、この場所におきまして、令和 4 年第 7 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、4 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、4 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件、1 筆、非農地証明の発行について、1 件、1 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2 件、11 筆の合計 4 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、8 月 11 日（木）に開催されました、座間市ひまわりまつりの開会式に、会長が来賓として出席をされております。

8 月 18 日（木）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 6 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第 11 条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第14号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第15号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第14号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年8月26日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

日程第4、報告第15号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年8月26日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

それでは、総括表のところをご覧いただきたいと思います。

法第4条届出でございます。地目、畑、筆数、1筆、地積148㎡。届出件数は1件でございます。

法第5条届出。地目、田、3筆、地積、1,110.5㎡、畑、1筆、地積、165㎡。合計4筆で、1275.5㎡。届出は4件です。

なお、法第5条許可申請につきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第37号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第37号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について。
別紙資料に記載の農地の転用を伴う所有権移転許可申請は、相当とする理由があるので、農地法第5条の規定に基づき、許可相当の意見を付して知事あて進達したいので議決を求めます。

令和4年8月26日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

土地の表示でございますが、入谷東1丁目■■■■■、地目、畑、地積、398㎡。

譲受人が、厚木市愛甲西三丁目■■■■■、■■■■■

転用目的が、資材置場及び駐車場。

譲渡人が、座間市緑ヶ丘二丁目■■■■■の■■■■■さんです。

場所につきましては、資料の4ページでございます。

星谷寺の東側の小田急線の線路を渡ったところにある畑の1筆でございます。

今回の転用は、農地から資材置場及び駐車場への転用で、所有権の移転となります。

転用の理由としましては、現在使用している厚木市愛甲西にある置場、約1,000㎡が手狭になり、さらに事業規模拡大を予定していることから転用するものでございます。

本転用に当たっての近隣農地等への被害防除措置ですが、雑排水については、敷地内処理とする事業計画となっております。

当該地西側は小田急線の線路に接しておりますが、コンクリートブロックを6段設置し、雨水の流出を防ぐようにすることを小田急側に説明し、同意を得ております。

北側及び南側については、当該地のほうが低いため雨水が流出することはありませんが、線路側は一部、当該地よりも低いところがあるため、そこにはコンクリートブロックを設置して流出を防ぐ予定です。

北側には住宅があり、当該地よりも高く流出のおそれはありませんが、西側の農地については、当該地よりも高く流出のおそれはないものの、より安全性を確保する観点からコンクリートブロックを設置するとのことです。

なお、当該地の農地の種別ですが、当該地は10haの農地が連担している第1種農地ではなく、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連担している、いわゆる市街化が進行している第3種農地でもない第2種農地となり、転用可能な農地として県担当

者と協議済みでございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、議案第37号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

　　大矢農地副部長より協議概要の報告を求めます。

大矢農地副部長 　18日に現地確認をいたしました。現状は適正に管理されておりましたので、許可相当ということになりました。

　　以上です。

議長 　　議案第37号の地区担当委員は大木秀春委員です。

　　地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 　　今、副部長が言われたとおり問題ないと思います。

　　以上です。

議長 　　農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第37号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について、本案、農地副部長報告は「承認」であります。農地副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。

　　次に、日程第6、議案第38号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について議題といたします。

　　事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第6、議案第38号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について。

　　別紙資料に記載の農地の一時転用許可申請は、相当とする理由があるので、農地法第5条の規定に基づき、許可相当の意見を付して知事あて進達したいので議決を求めます。

　　令和4年8月26日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

土地につきましては、栗原字中丸 [REDACTED]、地目、畑、地積が1,760㎡の内1,493.77㎡。

譲受人が、横浜市旭区南本宿町 [REDACTED]、[REDACTED]。

転用目的が、仮設作業場の一時転用でございます。

譲渡人は、座間市栗原 [REDACTED] の [REDACTED] さんです。

場所につきましては、資料6ページをご覧ください。

座間洋らんセンター南側の畑、1筆でございます。

今回の申請は、仮設作業場としての一時転用許可申請で、譲受人は、施工業者となりまして、権利の移転・設定は伴いません。

転用理由ですが、当該地西側にある [REDACTED] の鉄塔において、経年劣化した送電線の張替え工事のための作業場として使用するためであり、今回は一時転用でございますので、工事終了後は農地に復元して所有者に返還するものです。

近隣農地への被害防除については、まず、当該農地は、農地として返還することから砂利等は入れずに鉄板を使用し工事車両の走行に対応します。周囲への立入りを防ぐためガードフェンスを設置し安全を確保します。また、周辺の農地へ雨水が流出しないよう、周囲に側溝を設けて排水する計画です。

なお、今回の転用の期間は令和5年2月24日までの計画です。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第38号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

大矢農地副部長より協議概要の報告を求めます。

大矢農地副部長 こちらも現地確認をいたしております。現在、草がかなり出ている状態ではございましたが、一時転用ということでもありますので、転用後、戻ってきた後、農地として管理をしていただけるということを確認するということで、許可相当ということになりました。

以上です。

議長 議案第38号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 ただいま副部長が言われたとおり問題はないと思います。
少し荒れてはいますが、一時転用終了後はきれいに管理していただけると思っております。
以上です。

議長 農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第38号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第7、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年8月26日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料7ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市新田宿■■■■、■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間が、令和元年9月28日から令和4年8月26日まで。

特例適用農地ですが、座間市新田宿字中屋敷■■■■、地目、田、地積、737㎡でございます。

こちらは引き続き農業経営を行っている旨の証明となっております。

■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回が2回目の申請でございます。

場所につきましては、8ページをご覧ください。

特別養護老人ホーム座間苑の北西にあります。

農業経営としましては、主に本人によって、水稻作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、トラクター、田植機などを所有しており、香川さんが耕作している全体の農地面積は、田が6,688㎡、畑が1,768㎡の合計8,456㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

　　大矢農地副部長より協議概要の報告を求めます。またあわせて、議案第39号の地区担当委員は、大矢義孝委員です。地区担当委員としての発言も併せて求めます。

大矢農地副部長 　　稲が作付されて、適正に管理されておりましたので、問題ないと思っております。

　　以上です。

議長 　　農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決しました。

　　以上で、議案審議は全て終了いたしました。

　　委員の皆様、また、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、事務局から何かございますか。

その他

- ・農地パトロールについて
- ・農政時報について

議 長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、以上で、令和4年第8回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時53分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

8 番 _____